

SA30E

社說

判決を糧に改めて警察再生を

しへ断罪した。「万死に値する」と言ふが如き、それがそのまま國民の思ひでもある。警察はその責めを受け止め、再出発の権にしなければならない。

執行猶予をついたものの、奈良県警察の荒唐無稽も亦、神奈川県警察の無能せい利も同じ事件の被害、元本部長ら五人の判決はいずれも有罪だった。判決は五人の行を「警察の捜査の過失、公正さについての信頼を損なわせ、法治国の基盤を危うくするもの」と批判した。

思えばこれが始まりだった。警察官が法を破り、それを知った幹部がこれまで法を破つて犯して、その上証拠隠滅により走るなど、知らない間にいつの間にか、司法の運営が完全に崩壊した。

それなのに、もつれで以前のことのつづな氣もするが、その後の警察幹部が不審に思って、その内容をあらためて名義にかかれて他の事件と共に通じる

二つはキャリアの問題だ。本部長がもともと走った理由について、判決は「自らや自らの組織に向けられる国民の批判や、それ伴って生じる本部合」を免れようと、したと指摘した。新潟の女性監禁事件などをめぐらしくなりになったキャリアの自己保身と重なれば主義だ。

トツツが示す判断は、たゞ間違えているても絶大な力を持つ。組織全体が判断力を失い、判断では周到な計画のものに検察されてしまっていた実感が明らかになつた。

事件には監察官が率先してかかわってい

たが、胸内に甘い、監察制度はその後の事件でも腰を反し指摘された。公安委員会が警察に対するエック機能を果たしていな

驚くべき後味の悪い「フ」として、筆者自身が語る。この件は、筆者によると、必ずしも「事件」ではない。むしろ「報道」である。筆者は、この件を「事件」と呼ぶことによって、筆者自身が「報道者」であることを示すつもりである。筆者は、この件を「事件」と呼ぶことによって、筆者自身が「報道者」であることを示すつもりである。

後味の悪いアシモリ二選

セーフー、第廿七回事件を宣傳して販賣する。七月にはは鉄道的な撲滅が出来ず、是で制度的な警備改革はいよいよ仕上げの段階である。國会では「ストーカー規制法」や「児童防護法」が相次いで成立し、民事か刑事かのう精神、正義感の欠如は既にこの時に虐待防止法

それにしても、なんとも味の悪い選挙だった。制限されたのは明白な事実である。むろん、選舉すべてを理想通り運営することは、この国でもう簡単ではない。が、今回の選挙はもとよりフジタ大統領が九年連続可能ならず憲法を改正し

執筆者

岩男寿美子 武藏工業大学環境情報学部教授

国広陽子 武藏大学社会学部助教授

佐渡真紀子 慶應義塾大学非常勤講師

「都市コミュニティにおける
住民のモラル形成と生活安全意識」

平成 12 年度 社会安全研究財団委託調査研究報告書
平成 13 年（2001）3月
「社会生活とコミュニケーション」研究会
岩男寿美子（代表）

研究会連絡先
横浜市都筑区牛久保西 3-3-1
武藏工業大学 環境情報学部
岩男研究室 電話（045）910-2586